

船橋市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成28年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成30年11月30日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤 弘	之
同	佐	藤 重	雄
同	齋	藤	忠

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成30年7月1日現在)	今後の方針 (平成30年7月1日現在)
10	債権管理課	42	指摘	債権管理課において、債権債務の相殺事務が実行できるように庁内体制を構築しなければならない。 滞納者に対する債務残高や相殺適状の可否を確認するためには、全庁的な債権債務管理システムを構築するのが望ましいが、多額な投資に見合うだけの高い効果が得られるとは考えにくいので、最小のコストで債権債務の相殺事務が出来るような事務体制の構築を検討すべきである。	平成26年11月に開催された収入未済債権対策会議において、「市の債務の集約方法」の案を提示し、また、平成27年3月に市の債務となる「還付金」の発生状況、還付までの事務の流れ等の調査を実施した。調査の結果、相殺可能な債権債務が発生している可能性がかなり低いことが確認できた。そのため、新たなシステムを構築する、市の債務発生時の決裁を債権管理課合議にするなどの市の債務を事前に集約する方法ではなく、各課において「債務者との納付相談」や「債権者との話合い」等のなかで、「市から支払われるものがあるか」、「市に支払うべきものがあるか」を相手から聴き取るように努め、相殺の可能性のある債権債務を把握したときは、債権管理課へ連絡する方法にて対応することとし、平成30年3月23日付けで債権債務の相殺事務について全庁的に周知した。	左記のとおり措置済み。
144	医療センター	212	指摘	医療センターは遅延損害金について早急に債権管理課と協議し、方針を決定しなければならない。なお、協議の結果、遅延損害金を徴収しない方針を選択することとなった場合は、その根拠とともに徴収しない旨の規定を明確に定める必要がある。	監査時点と同じ	遅延損害金の徴収についてシステム会社からシステムの対応は困難との回答を得ているが、他に徴収できる方法があるか検討している。